

東山地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東山地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、東山地域生涯学習センター（掛川市東山1265番地の1）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、掛川市自治基本条例の理念（生涯学習・歴史および文化の尊重）及び基本原則（情報共有・参画・協働）に基づき、地区内住民が連携して誰もが住みたくなる東山地区を目指すことを目的とする。

また協議会は、この目的達成のために、地区住民および地区内のあらゆる団体等と連携・協力し、地域住民の生活・文化・福祉の向上に努める。

(区域)

第4条 協議会の区域は、東山地区の範囲とする。

(構成員)

第5条 協議会は、東山地区内に居住する住民及び東山地区内においてまちづくりを行う団体等（以下「団体等」という。）を構成員とする。

2 協議会は、多くの団体等が参加するよう普及啓発に努めるものとする。

3 団体等は、協議会への参加を希望するときは、第7条の理事会の審議により承認を得た場合において加入することができる。

(事業)

第6条 協議会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 地区内全体で実施することが望ましい事業及び地域課題解決を図る事業の企画、地区内調整、実施等に関するこ。

(2) 実施事業の検証及び改善に関するこ。

(3) 地区まちづくり計画の策定に関するこ。

(4) 地区内の住民の意思をまちづくりに適切に反映させること。

(5) まちづくりの担い手となる人材の育成に関するこ。

(6) その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関するこ。

第2章 運営

(組織)

第7条 協議会は、総会、理事会、企画委員会をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

3 協議会は監事による監査を行う。

(役員の種別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名（うち1名は企画委員長）

(3) 理事 若干名

(4) 会計 1名

(5) 事務局長 1名

(6) 事務長 1名

(7) 監事 2名

2 協議会に顧問を置くことができる。

(役員の決定)

第9条 会長、副会長、理事、会計、事務局長、事務長、監事および顧問は、理事会において選出し、総会で承認を得る。

2 役員は、別表に定められた者をもって充てる。

(役員の職務)

第10条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、協議会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (5) 事務局長は、協議会の運営および活動に伴う事務を統括する。
- (6) 事務長は、協議会の運営および活動に伴う事務を行う。
- (7) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。
- (8) 顧問は、必要に応じて各種会議に出席し助言を行うことができる。

(役員の任期)

第11条 会長の任期は、2年とする。

2 副会長、理事、会計、事務局長、事務長及び監事の任期は、2年とする。

3 役員は、再任されることがある。

4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は50人以内とし、代議員は、別表に定められた者をもって充てる。

(総会の開催)

第14条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 代議員の3分の2以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、通知しなければならない。

3 会長は、前条第2項第2号による請求があったときには、臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は代議員の2分の1以上の出席（委任状含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第19条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画、予算、決算に関する事項
- (2) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (3) 役員の承認に関する事項
- (4) 地区まちづくり計画に関する事項
- (5) 会費、その他構成員の負担となる事項
- (6) その他必要と思われる事項

(理事会)

第20条 理事会の構成は別表に示すとおりとする。

2 理事会は、会長が必要と認めた場合に招集し開催する。

(理事会の審議事項)

第 21 条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項のうち総会を招集する期間的余裕がなく特に緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(企画委員会)

第 22 条 企画委員会の構成は別表に示すとおりとする。

- 2 企画委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は副会長のうち 1 名をもって充てる。
- 4 企画委員会は委員長が必要と認めた場合に開催する
- 5 企画委員会は協議会事業運営上の重要課題や緊急を要する事項について協議し、必要に応じて理事会及び総会に諮ることができる。

(企画委員会の審議事項)

第 23 条 企画委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 会務運営上必要な事項
- (2) 理事会に提出すべき事項
- (3) 理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(専門部)

第 24 条 協議会の事業を遂行するために、専門部を置くことができる。

- 2 専門部に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

(実行委員会)

第 25 条 協議会の事業を円滑に遂行するために、事業ごとに実行委員会を置くことができる。

- 2 実行委員会に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

第 3 章 会計

(経費)

第 26 条 協議会の経費は、次の収入を以って充てる。

- (1) 掛川市からの交付金及び区長会からの助成金
- (2) 会費
- (3) 地区各種団体からの助成金
- (4) 事業収益金及び寄付金
- (5) その他の収入

(会計年度)

第 27 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第 28 条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 協議会は、構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第 29 条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第 4 章 その他

(委任)

第 30 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成28年 2月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年 4月 1日から施行する。